

公 募 要 領

本公募は、令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決された場合、または今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定(以下「交付決定」という。)がなされなかった場合、契約を締結できないことがありますのでご留意願います。

沖縄県では「令和6年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業」の一環として、以下の委託事業を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 事業目的及び事業内容

沖縄県では、県内事業者が沖縄国際物流ハブの物流機能を活かした輸出展開を促進するため、海外でのプロモーションの実施、県外における国際物流ハブ活用促進商談会の開催により、沖縄国際物流ハブの機能や具体的活用方法等に関する認知度向上と活用促進を目的として、以下の業務を行います。

本事業の内容は、企画提案仕様書を御覧下さい。

事業名：令和6年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業（物流ハブ機能認知度向上事業）

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (5) 業務を実施するための、十分な人員体制を有するものであること。
- (6) 応募は沖縄県内に本社・支社などの事業所を有する者であること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
但し、1 共同企業体は沖縄県内に本社・支社などの事業所を有する者であること。

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)、(2)及び(5)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (8) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、1つの業務に対する提案は1件であること。
- (9) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

3 提案内容の要件

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

4 応募の手続き(スケジュール)

質問受付期間 令和6年 2月29日(木)～ 3月8日(金) 正午12時まで	仕様書等に疑義がある場合、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出してください。 aa050075@pref.okinawa.lg.jp ①質問受付期限 令和6年3月8日(金)正午12時 ②提出先 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 ※アジア経済戦略課HPにて随時掲載します。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/keizai/1011892/1011910/index.html ※公募説明会は予定しておりません。
提案書提出期限 令和6年 3月19日(火) 正午12時まで	応募書類等の提出は、持参又は郵送(簡易書留)により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。 (提出先) 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 国際物流推進班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階 電話番号 098-866-2340 FAX番号 098-866-2526
評価委員会 2次審査として 各応募者から提案書に沿って内容説明をお願いします。	日時:令和6年3月25日(月)午後15時45分～を予定 場所:県庁内7階第一会議室 備考:1応募者から3名までの参加とさせていただきます。 ・詳細な日時等は、提案書受付後、書類審査(1次審査)通過者にメールにて御連絡します。 ・説明時間15分程度、質疑15分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用しません。

【問合せ先】

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 国際物流推進班(担当:大場・伊差川)
電話番号 098-866-2340 FAX番号 098-866-2526
E-mail:aa050075@pref.okinawa.lg.jp

5 提出書類及び必要部数等

下記、必要書類を一連にして 10 セット(原本1部、コピー9部※すべて片面印刷)作成し、ドッチファイル(縦)に綴り、各様式の間にはインデックスで間仕切りを入れ提出すること。

- (1) 企画提案応募申請書[様式2] ※要押印
- (2) 企画提案書[様式3]
- (3) 会社概要表[様式4]
- (4) 積算書[様式5]
※積算書の費目については、以下の内容で提出すること。
- (5) 事業計画[様式6]
- (6) 実績書[様式7]
- (7) 共同企業体構成書[様式8](※必要に応じて)
- (8) 共同企業体協定書[様式任意]※要押印(※必要に応じて)
- (9) 沖縄県の認証制度の取得状況が分かる資料
(本要領6(1)⑦を参照)
- (10) 登記事項証明書
- (11) 過去2年間の決算書(貸借対照表等)
- (12) 法人税等の滞納がないことを示す資料
- (13) その他会社案内など申請に関する資料(様式任意)

一連にして 10 セット(片面)
作成し、ドッチファイル(縦)に
綴ること。
(原本1部、写し9部)
各様式の間にはインデックスで
間仕切りを入れること。

※積算書の費目は、仕様書第6に記載する内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

○直接人件費

○直接経費

(補助員人件費、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料、その他必要経費)

○再委託費(再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること)

○一般管理費

(委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費。「(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100以内」とする。)

○消費税

(旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。)

※その他、各経費の定義や経理処理については、沖縄県商工労働部雇用政策課が作成する「委託業務に係る事務処理マニュアル」(平成29年2月改訂)

(https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/027/176/itakumannual.pdf)

に準じること。

※本事業における当該マニュアルに係る問合せについては、沖縄県商工労働部アジア経済戦略課へ行うこと。

6 委託先事業者の選定

(1) 選定の方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、委託先候補者の優先順位を決定する。
- ② アジア経済戦略課において、提出された書類に基づき書類審査(1次審査)を行う。
なお、企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、上位3者程度を選定する場合がある。
- ③ 1次審査に合格した事業者を対象に、必要に応じて、プレゼンテーションによる審査を行う(2次審査)。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ④ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ⑤ 評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑥ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- ⑦ 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。
これらの承認制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。
 - a) 所得向上応援企業認証制度
 - b) 経営革新計画認証制度
 - c) 人材育成企業認証制度
 - d) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - e) パートナーシップ構築宣言企業

(2) 主な評価項目(予定)

- ① 適合性 (事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること)
- ② 実効性 (確実かつ円滑に業務を遂行できる知見・能力・体制等を有していること)
- ③ 具体性 (提案された調査等の企画内容・調査手法等が具体的かつ効果的であること)
- ④ 妥当性 (事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること)
- ⑤ その他 (県内他事業者への波及効果、認証制度の取得状況 等)
- ⑥ 総合評価

7 委託契約について

契約金額については、選定された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、企画提案公募で提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

8 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号(下記条文(抜粋)参照)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (5) 委託先事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と委託先事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し、実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部(3割以内)について概算払請求を行うことが出来る。
- (7) 契約手続に関する費用は、委託先事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

〈沖縄県財務規則〉

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。